動物用生物学的製剤基準の一部を改正する件 新旧対照表

○動物用生物学的製剤基準(平成14年10月3日農林水産省告示第1567号)(抄) 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分を削る。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| ワクチン (シードロット製剤) の部 狂犬病組織培養不活化ワクチン (シード) | ワクチン (シードロット製剤) の部 狂犬病組織培養不活化ワクチン (シード) |
| 1~4 (略) 付記 1~6 (略) 付記 1~6 (略) 付記 7 酵素標識抗体 狂犬病ウイルスのGたん白を認識するモノクローナル抗体を、ペルオ キシダーゼで標識したものについて、下記の希釈用液で動物医薬品検査 所が指定した濃度に調整したもの。 100mL中 牛血清アルブミン 0.3 g ポリソルベート20 0.05mL リン酸緩衝食塩液 450nmメンブランフィルターでろ過する。 | |
| (略) | (略) |